



人のうごき (平成 23 年 2 月末現在)

内 訳	前月比	前年比
人 口	14,241 人	1 -100
男 性	6,713 人	-1 -30
女 性	7,528 人	2 -70
世帯数	6,103 戸	-6 38

水道修繕当番 (水は大切に)

4 月

谷 口 住 設 ☎ 65・3253
 (株) 草 場 ☎ 72・0122

5 月

(有) 福岡設備 ☎ 65・1035
 山倉建設(株) ☎ 42・1615



2 4月から取り扱いが変わる 児童扶養手当について

現在、父母が障害基礎年金を受給しており、子が年金給付の加算の対象となっている場合には児童扶養手当を受給することができませんでした。

しかし、法律の改正により、4月からこの取扱いが変更され、下記の場合は児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当額 > 障害基礎年金の子の加算額

児童扶養手当を受給できます。

児童扶養手当額 < 障害基礎年金の子の加算額

障害基礎年金の子の加算額を受給できます。

詳しい内容や申請の方法等は、お問い合わせください。

問合先

桂川町役場 住民課 住民年金係 ☎ 65・3301

3 木曜日は午後7時まで、 窓口業務の一部を延長

桂川町役場では、毎週木曜日は午後7時まで、一部窓口業務を行っています。(※祝日は閉庁)

来庁される際には、時間延長する関係課へ、内容等について事前にご確認ください。

時間延長を行う課

- ① 住 民 課 (☎ 65・3301)
- ② 税 務 課 (☎ 65・1076)
- ③ 保険環境課 (☎ 65・1097)
- ④ 建設事業課 (☎ 65・3330)
- ⑤ 水 道 課 (☎ 65・3241)
- ⑥ 教育委員会 学校教育課 (☎ 65・1149)

